

第2章 特別支援教育にかかる調査

I 小・中学校における特別な支援が必要な児童生徒への対応に関する調査

廣瀬由美子・斉藤宇開

1. 目的

近年、LD等の軽度発達障害のある児童生徒や不登校等の対策として、校内支援体制の構築（校内委員会の設置）や特別支援教育コーディネーターの活動が重要になってきている。特殊教育担当者は勿論だが、不登校やいじめ問題に対応する生徒指導主事や、学校全体の児童生徒の心身の健康状態を把握し、様々な対応をしている養護教諭の活動は非常に重要である。

筆者は、所属する国立特殊教育総合研究所の一般研究（現在は課題別研究）において、平成12年度から14年度にかけて実施された「学習障害児（LD）に対する指導体制の充実事業」で、研究指定校になった72校の小・中学校を対象に、校内支援体制（校内委員会）の構築方法や活動内容、専門家チームや巡回相談員との連携における成果や課題、モデル事業終了後の校内委員会の活動状況等について調査を実施した。その結果、当時の校内委員会のメンバーには、特別支援教育を推進するキーパーソンとなるべき生徒指導主事や、養護教諭が参画している学校が少ないことが明らかになった（2005）。

そこで、学校組織において全ての小・中学校に配属されている養護教諭や、校務分掌上に位置づけられている生徒指導主事が特別支援教育の推進者の一人として活動してもらうために、小・中学校の生徒指導主事や養護教諭を対象に、彼らのおかれている現状や特別支援教育を推進するためのニーズ等を調査することを目的に、「小・中学校における特別な支援が必要な児童生徒への対応に関する調査」を実施した。

本稿では、その調査内容および結果について報告する。

2. 調査

1) 対象

茨城県水戸市・ひたちなか市・龍ヶ崎市、埼玉県さいたま市、千葉県松戸市内の小・中学校293校に

において、各学校の生徒指導主事と養護教諭を対象に、質問紙を郵送してアンケート調査を実施した。その結果、回収率71%で209校から有効回答を得た。内訳は、小学校生徒指導主事134名、養護教諭137名、中学校生徒指導主事72名、養護教諭72名の総数415名であった。尚、小学校で生徒指導主事と養護教諭の人数が異なるのは、生徒指導主事の内1名が療休者で、養護教諭2名が生徒指導主事を兼ねている結果であった。

2) 調査期間

平成16年10月28日～12月22日

3) 調査内容および集計方法

調査内容の概要は、①基本情報（学校規模や校内委員会の設置状況および組織やメンバー等）、②特別な支援が必要な児童生徒に関する文部科学省からの施策的情報（報告書の認識と理解等）、③LD・ADHD・高機能自閉症等について（調査対象者の立場で軽度発達障害の児童生徒に十分関われない理由、不登校や非行の原因として軽度発達障害を実感する理由、調査対象者が必要と感じている支援内容調査対象者が特別支援教育コーディネーターに指名された場合に必要となる情報等）についてである。

調査の集計方法は、①②③の質問において「はい・いいえ」の回答では合計総数を、自由記述に関する回答では、記述内容の趣旨をカテゴリーごとに分類して総数を集計した。

3. 結果および考察

1) 「校内委員会」設置状況およびメンバーについて

校内委員会設置状況

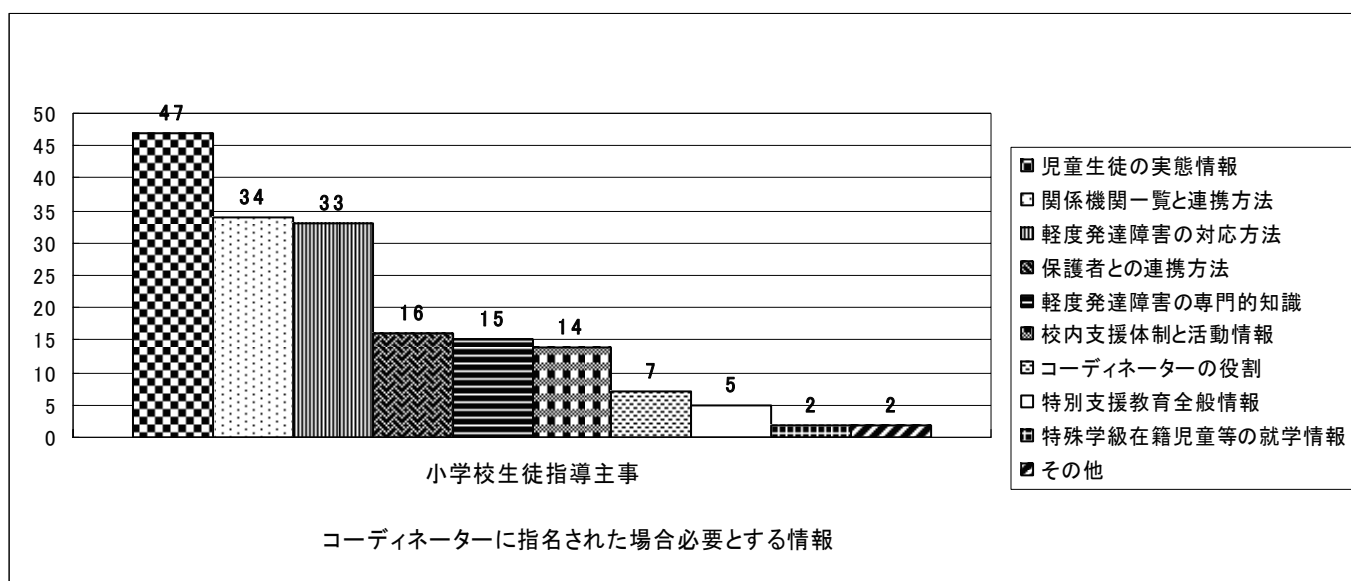
	校内委員会設置数	校内委員会メンバー数
小学校生徒指導主事	121校	115人
小学校養護教諭	122校	104人
中学校生徒指導主事	57校	58人
中学校養護教諭	57校	66人

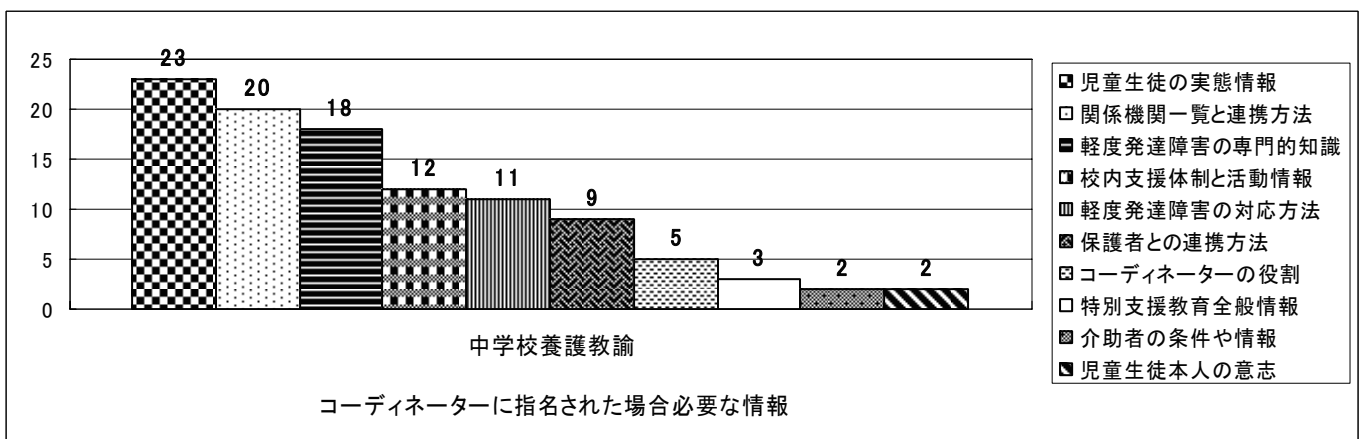
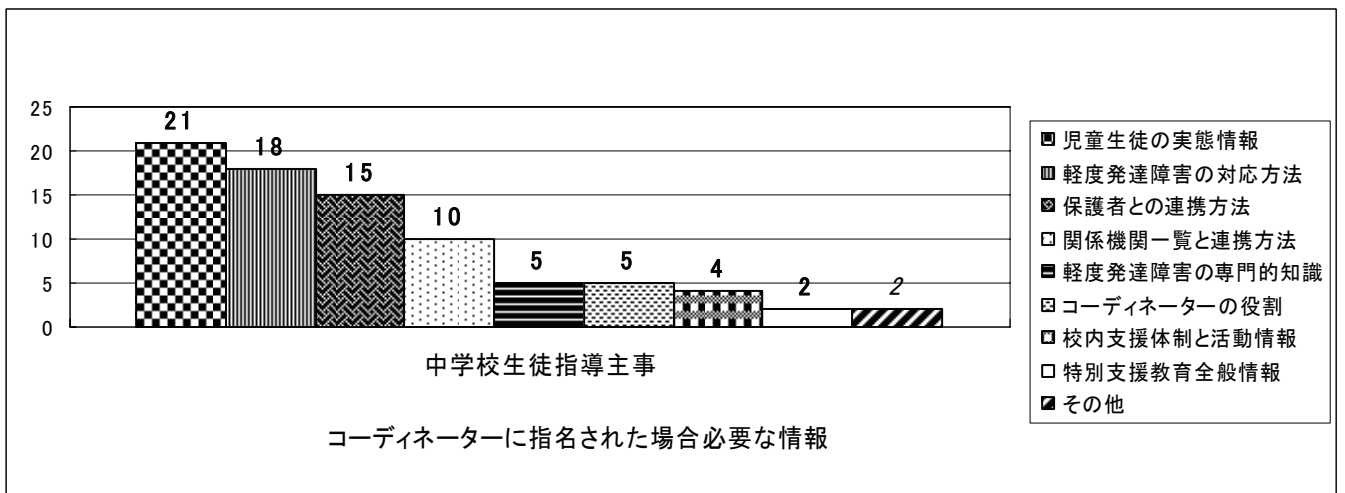
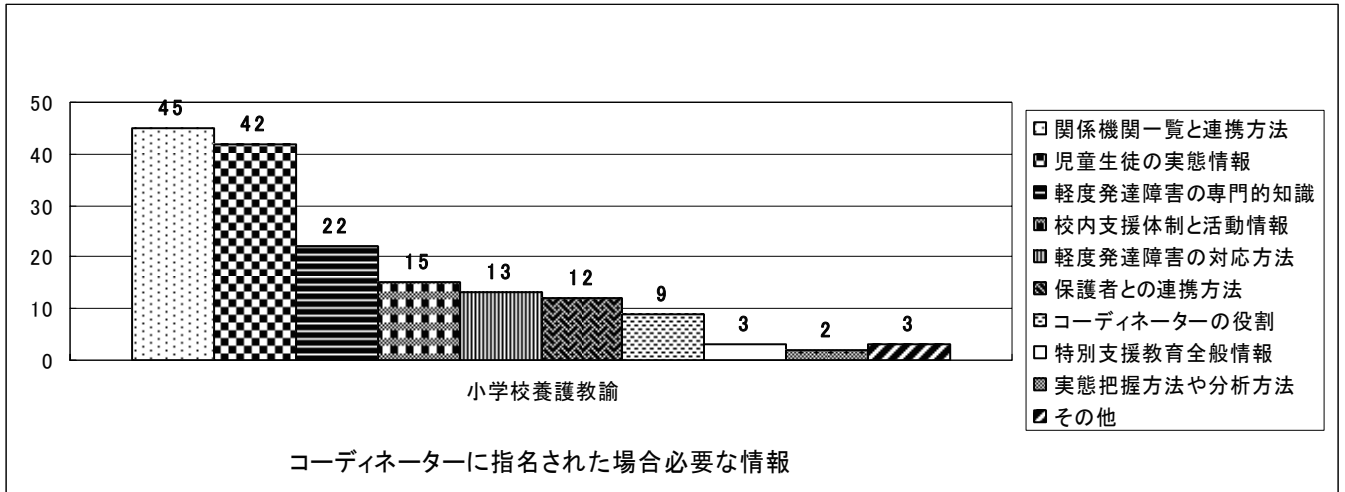
校内委員会の設置状況は、平成15年度および16年度の「特別支援教育推進体制モデル事業」の効果もあって、小学校では137校中122校(89%)、中学校では72校中59校(79%)の学校に校内委員会が設置されていた。文部科学省が都道府県教育委員会を対象に実施した平成16年9月1日付けの特別支援教育推進体制モデル事業の状況では、校内委員会の設置状況が小学校で77%、中学校では69%という状況を上回った高い設置率であった。これは、調査対象校の大半がモデル事業の指定地域が含まれていたことや、モデル事業指定地域ではないが、市のレベルで校内委員会の設置を義務付けている地域等が含まれていたためと推定される。

校内委員会のメンバーに関する項目では、小学校生徒指導主事が115人(86%)、小学校養護教諭が104人(76%)、中学校生徒指導主事が58人(81%)、中学校養護教諭が66人(92%)と、非常に高い割合で校内委員会のメンバーに入っていることが明らかになった。この結果は、廣瀬らが実施した平成12年度～14年度のLDモデル事業の指定校における校内委員会メンバーの調査結果と単純に比較はできないが、現在では当時より生徒指導主事や養護教諭の参画が増加していることが読み取れた結果になっている。

2) 生徒指導主事および養護教諭がコーディネーターに指名された場合に必要と思われる情報について

以下のグラフは、小学校生徒指導主事・養護教諭、中学校生徒指導主事・養護教諭(以下四者)の、自分が特別支援教育コーディネーターに指名された場合、必要と思う情報について自由記述して貰った内容をカテゴリー毎に分け、その回答数を合計した結果である。



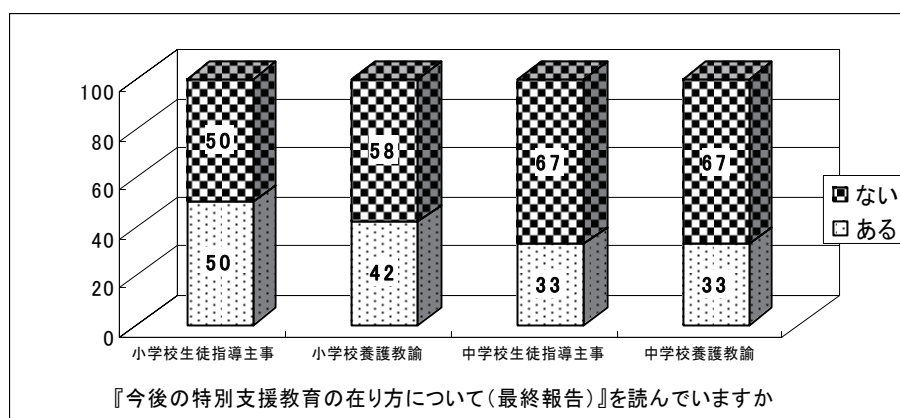


この結果から、ほぼ四者は、一番必要とする情報として「児童生徒の実態に関する情報」を挙げた。これは、小学校では生徒指導主事も学級担任をしていること、しかし小中学校の養護教諭や中学校の生徒指導主事も、学校全体の個々の児童生徒の現状が把握しにくいと思われる。また養護教諭では「LD等の軽度発達障害に関する専門的な知識」「関係機関一覧と連携方法」が小中学校ともに高い割合で必要として

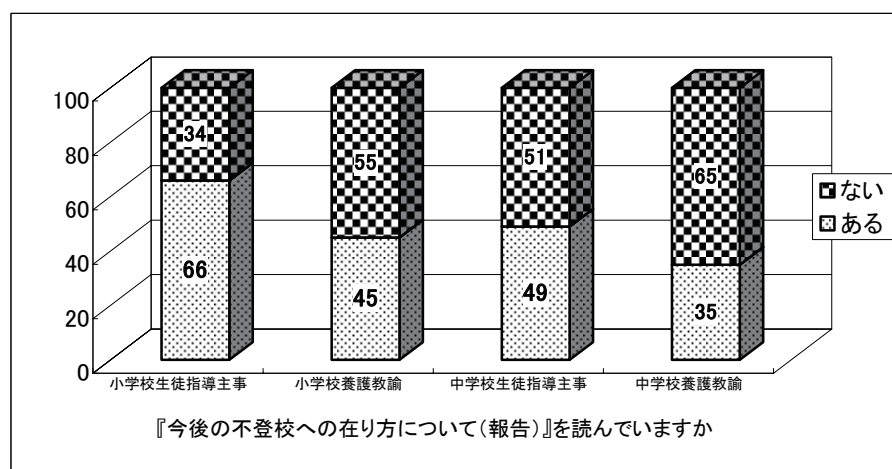
いる情報であった。一方生徒指導主事では、「軽度発達障害のある児童生徒への具体的な対応方法」について小・中学校ともに高い割合で必要としている情報であった。このことは、養護教諭が校内全体の児童生徒を医療面からも対応するといった関係上、軽度発達障害を含めた医療や関係機関の情報を必要としていることが想定された。一方生徒指導主事の場合は、小・中学校において組織上若干の違いはあるものの、直接児童生徒に対応することが多いので、軽度発達障害の特性を踏まえた上での具体的な対応方法を知りたいと考えていると思われた。

3) 国から出されている施策的情報について

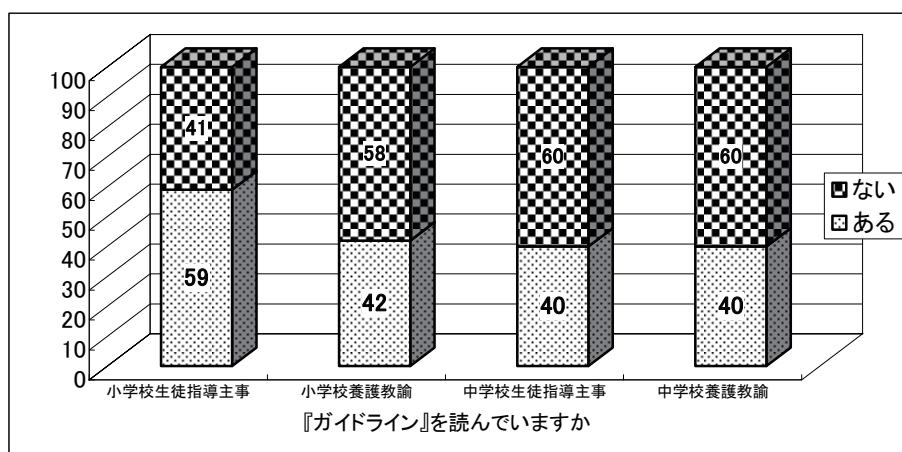
① 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を読んでいますか？



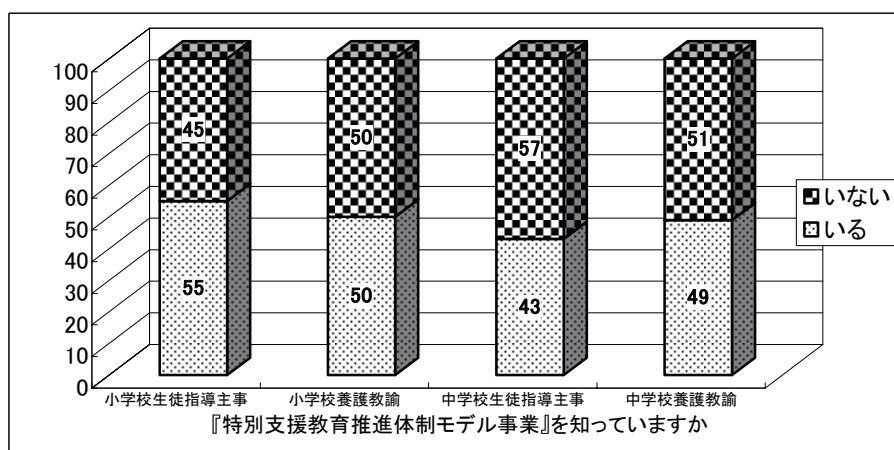
② 「今後の不登校への在り方について（報告）」を読んでいますか？



③ 「ガイドライン」を読んでいますか？



④ 「特別支援教育推進体制モデル事業」を知っていますか？



⑤ 国の情報および施策に関する結果の考察

上記の四つの結果では、全て小学校の生徒指導主事が高い割合を占めていた。特に不登校対応の報告書では、小学校生徒指導主事が66%、中学校生徒指導主事が約半数の49%読んでいるとの回答であった。その報告書の中には、不登校とLD等の軽度発達障害に関連する記述や、校内支援体制の構築やコーディネーター的存在の必要性が述べられていて、まさしく特別支援教育を推進するにあたって重要な報告書である。また、前述の校内委員会の設置率やメンバーとしての参加率は、小中学校ともに非常に高い結果が示されているが、なぜ行っているのか、なぜそのような組織が必要なのか、具体的にどのような活動をしていくのか十分に理解されていない状況で、形が先に出来ていることが明らかになった。また、平成16年1月に全ての小中学校に配布されたガイドライン（正式名「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADH

D (注意欠陥/多動性障害), 高機能地自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案)) は, 小学校生徒指導主事以外は, 40%台と非常に少ない結果であった。

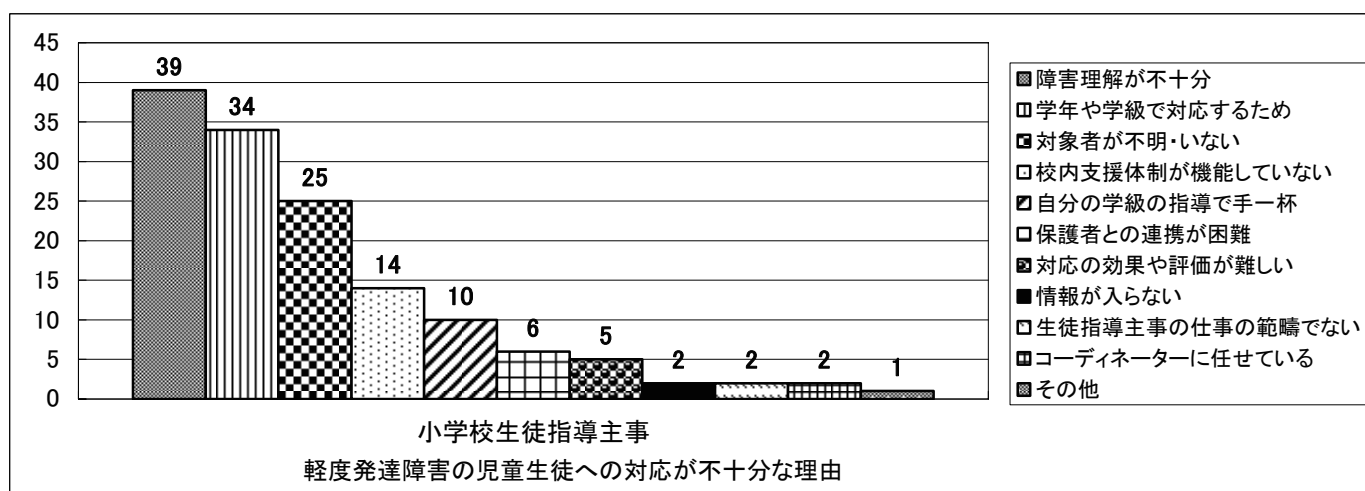
まとめると, 国の施策に関する情報や施策事業は, 小・中学校の生徒指導主事や養護教諭にとって, その意味を十分理解している状況ではなく, 軽度発達障害と不登校等の関係を踏まえた上で校内委員会の活動を行っているとは言い難い状況であることが明らかになった。

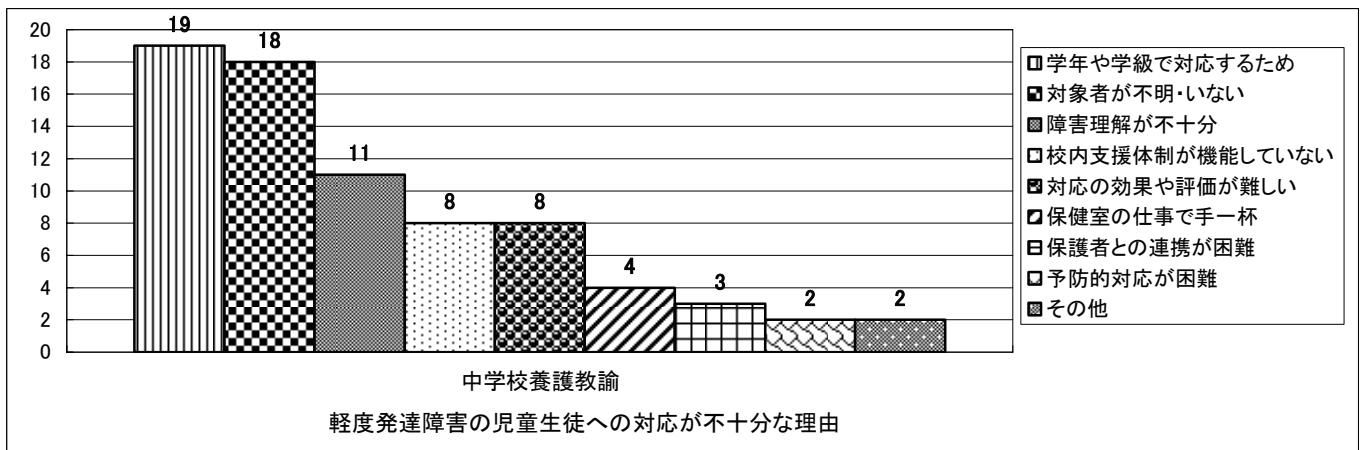
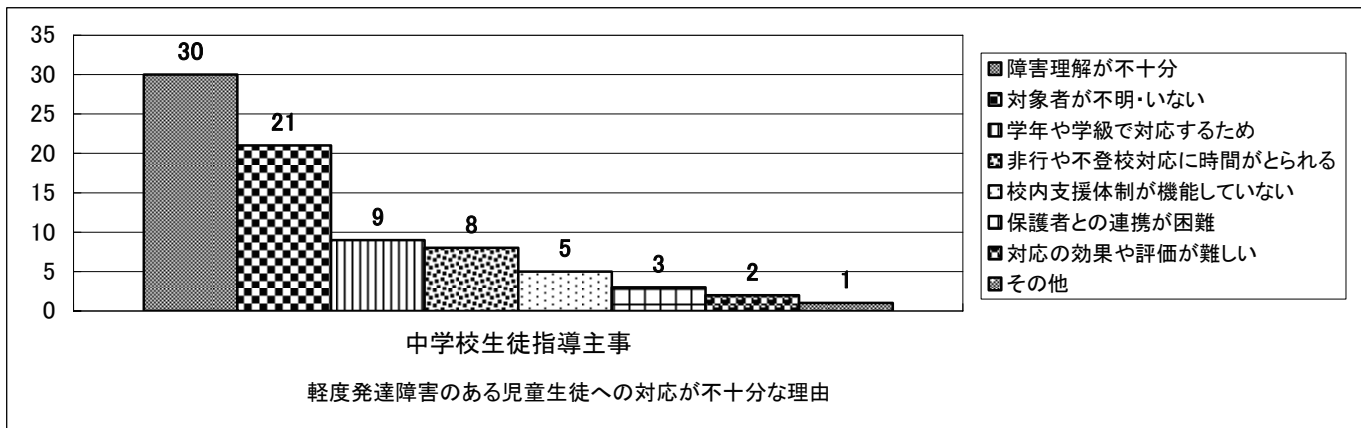
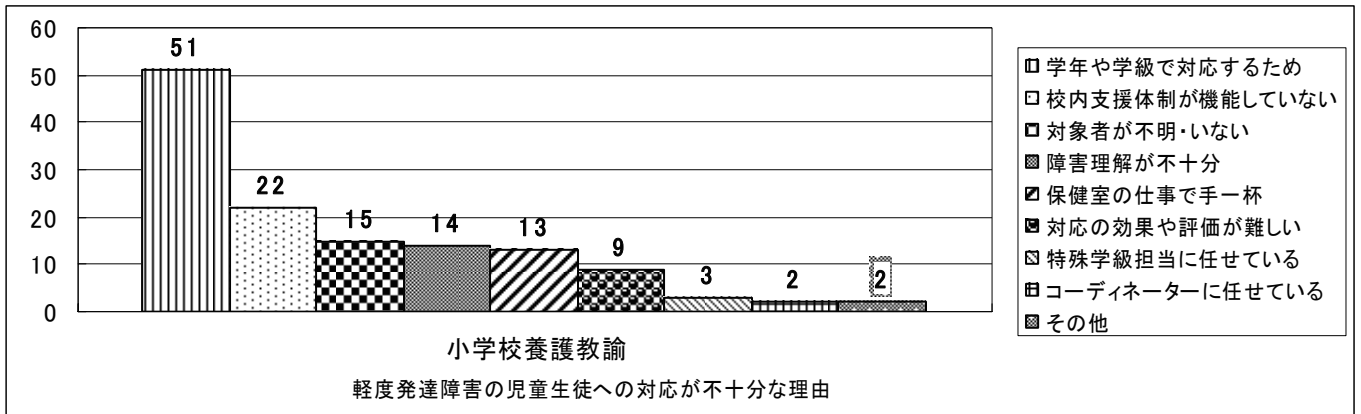
4) 生徒指導主事や養護教諭の立場で軽度発達障害の児童生徒に十分関われない理由について

設問では, まず LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対して, 生徒指導主事や養護教諭として十分対応しているかを聞いている。その結果は, 小学校生徒指導主事 134 名中 73 名が『どちらとも言えない』, 47 名が『思わない』であった。また小学校養護教諭は, 137 名中 79 名が『どちらとも言えない』, 37 名が『思わない』であった。中学校生徒指導主事では, 72 名中 38 名が『どちらとも言えない』, 31 名が『思わない』で, 中学校養護教諭は 72 名中 45 名が『どちらとも言えない』 20 名が『思わない』であった。

以下のグラフは, 『どちらとも言えない』『思わない』と回答した四者の自由記述内容をカテゴリー毎に分け, その回答数を合計した結果である。

それによると, 小・中学校の生徒指導主事の第一の理由は「障害理解が不十分である」であった。一方, 小・中学校の養護教諭の第一の理由は, 「学年や学級で対応するため」であった。児童生徒に直接対応する機会が多い生徒指導主事は, LD 等の障害特性の理解が不十分であるため, 前述のニーズでも具体的な対応方法を必要としている結果に結びつくと思われた。





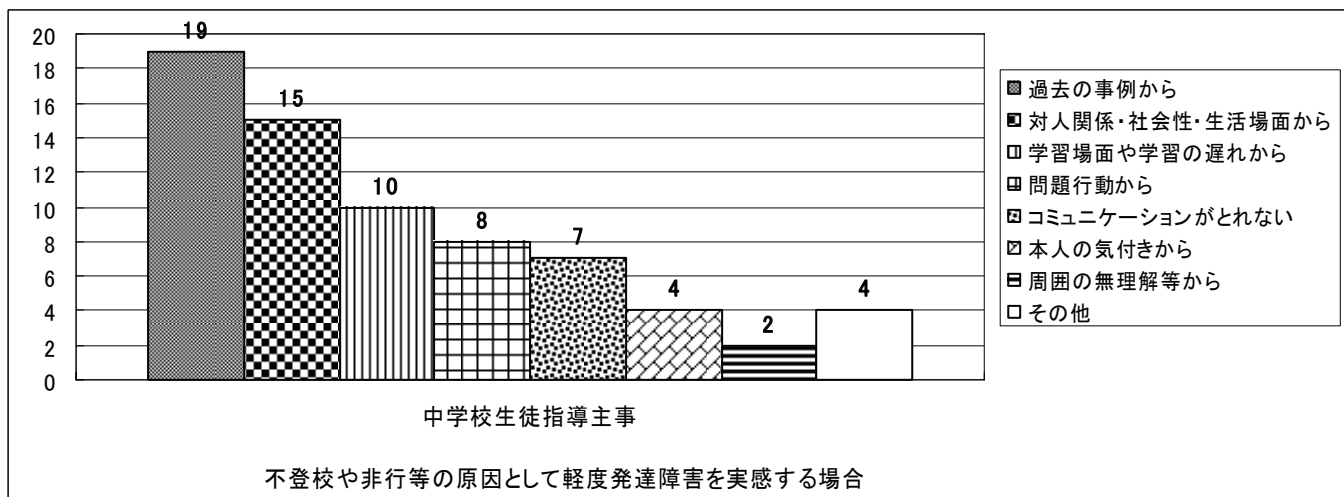
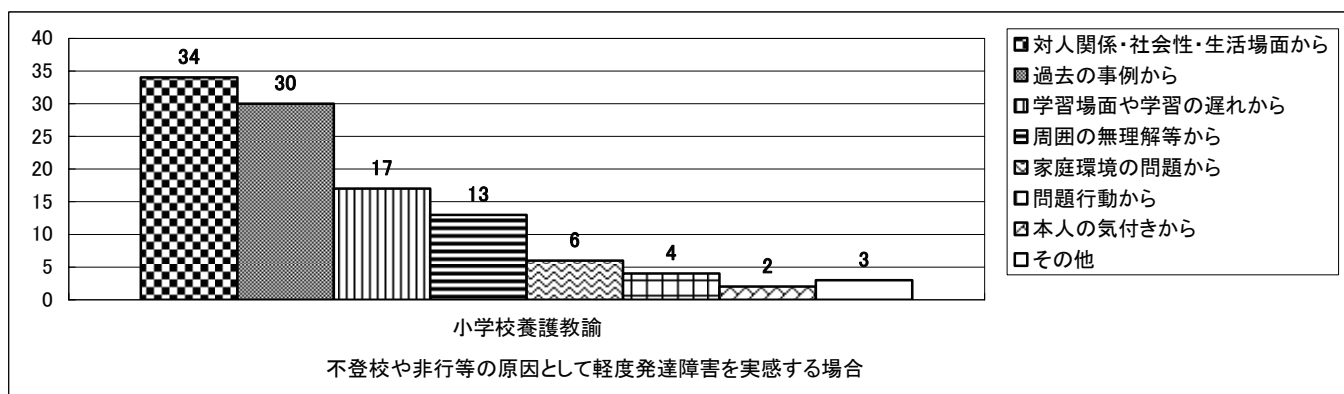
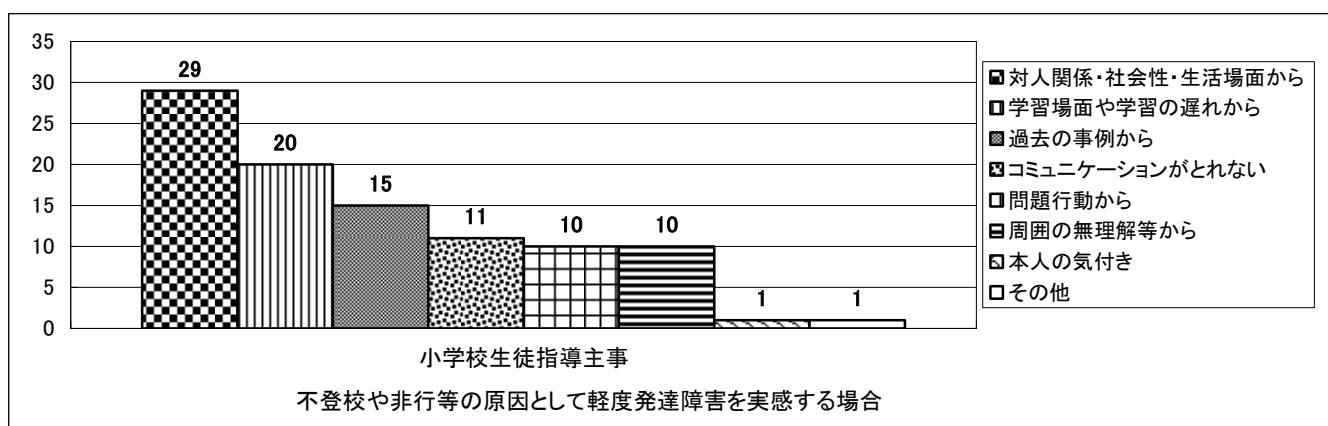
また、四者とも「対象者が不明」という回答が多く、これは医師から診断を受けていない状況を反映しているためと、他の児童生徒と比較して何か違うと気づいても、対応している児童生徒がLD等の発達障害児なのか判断できないための回答結果であったと推測される。

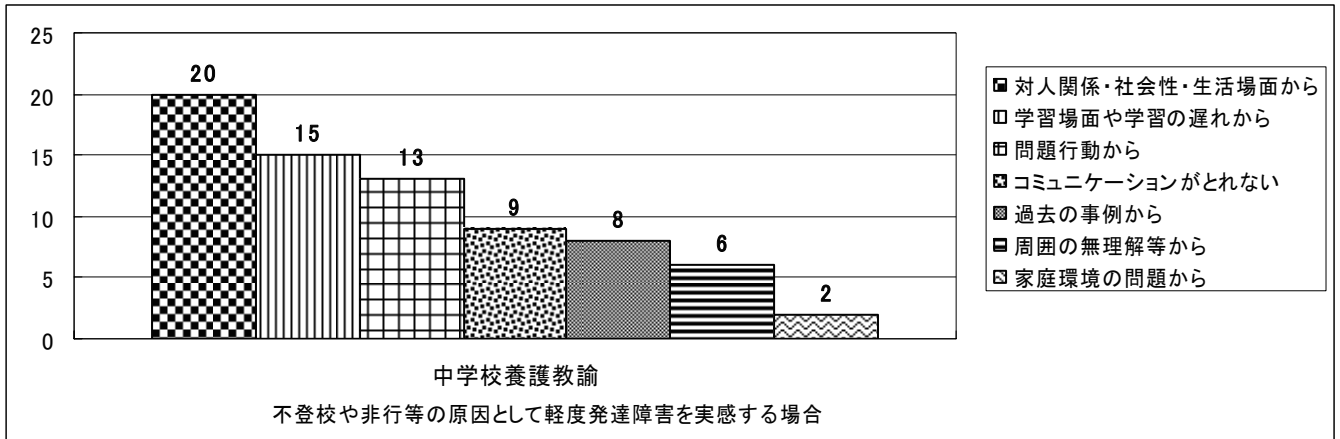
5) 不登校や非行の原因として軽度発達障害を実感する理由について

この設問では、不登校や非行、不適応の原因として、軽度発達障害の問題が根本にあると実感したこと

があるか聞いている。その結果は、小学校生徒指導主事134名中21名が『実感したことがある』、65名が『少しある』であった。また小学校養護教諭は、137名中26名が『実感したことがある』、68名が『少しある』であった。中学校生徒指導主事では、72名中16名が『実感したことがある』、42名が『少しある』で、中学校養護教諭は72名中20名が『実感したことがある』、37名が『少しある』であった。

以下のグラフは、『実感したことがある』『少しある』と回答した四者の自由記述内容をカテゴリー毎に分け、その回答数を合計した結果である。

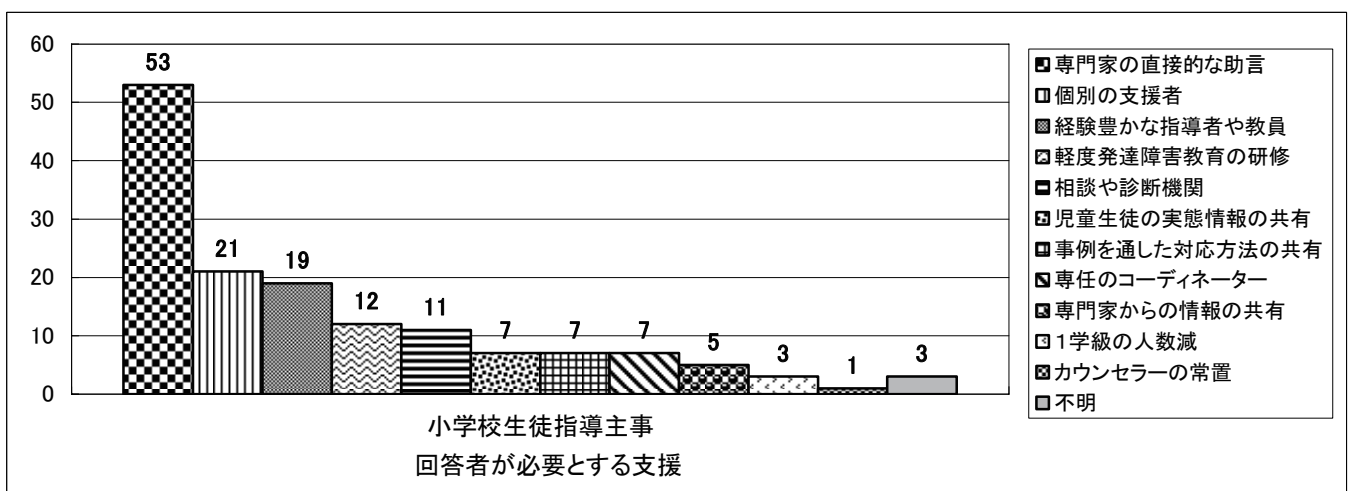


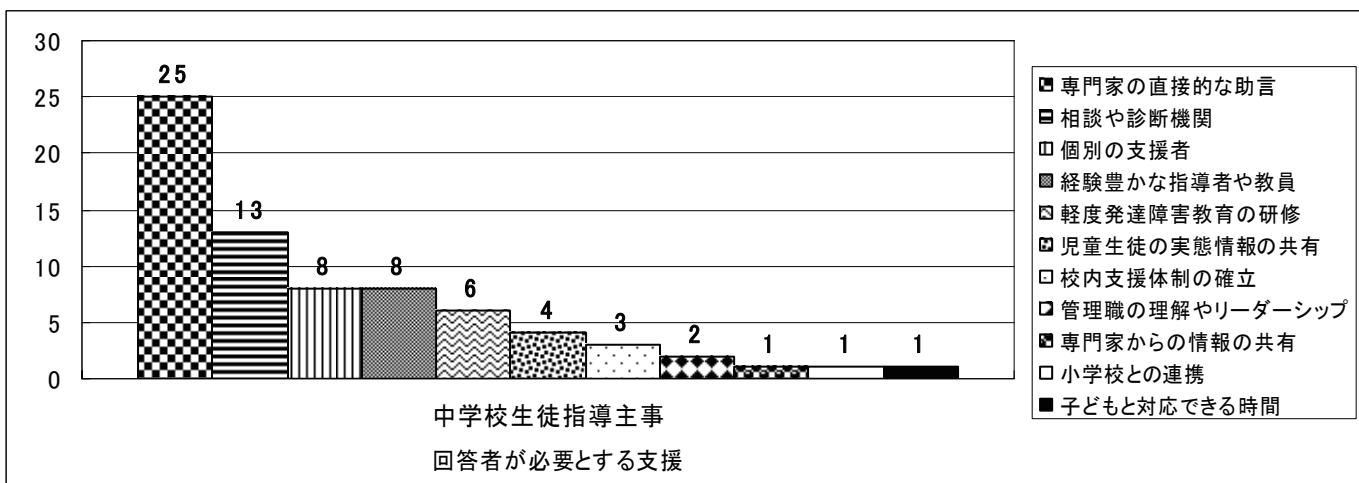
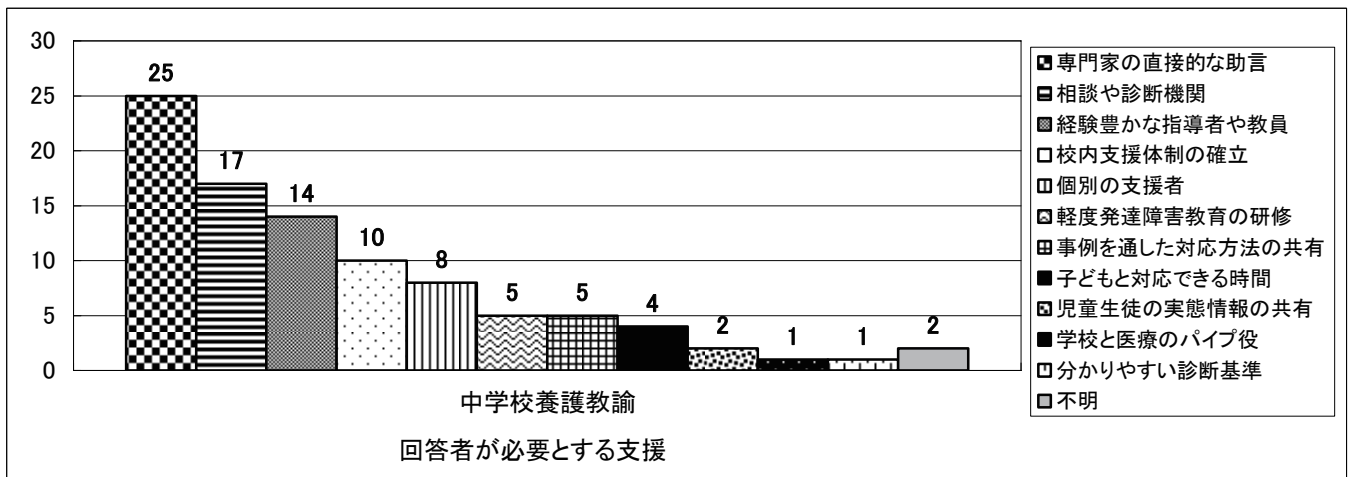
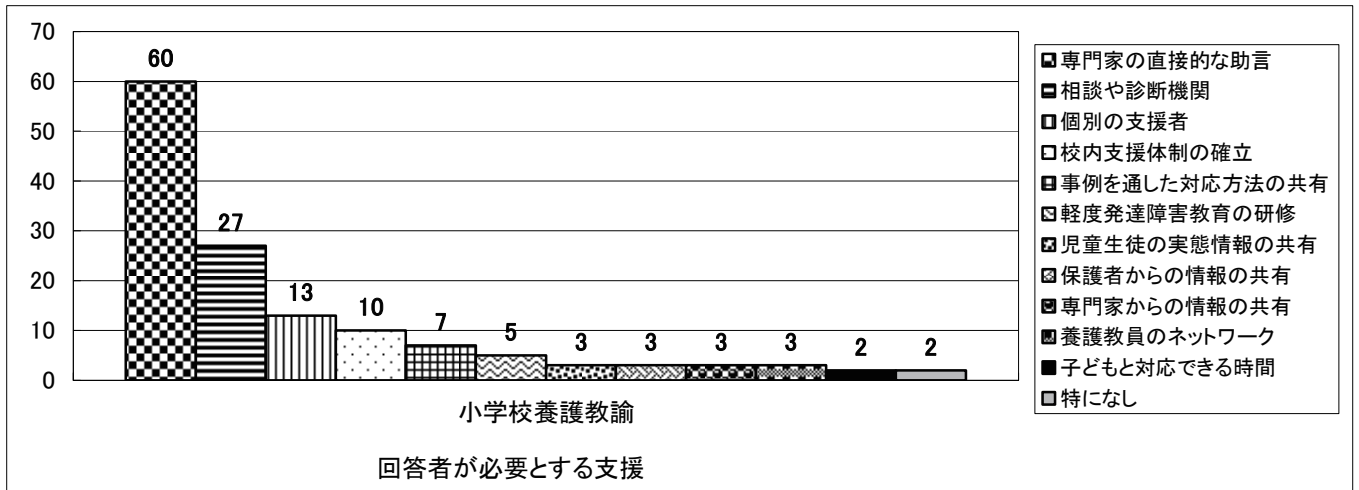


その結果、四者とも「対人関係や社会性の問題から実感する」「学習場面や学習の遅れから実感する」との回答数が非常に高かった。また、中学校生徒指導主事が「過去の事例と比較して感じた」という回答数が一番高かったが、この内容は他の三者にも多い回答数であった。このような結果から、LD等の軽度発達障害に関する十分な知識がなくても、対人関係や学習場面等の気づきからその疑いを抱いたり、あるいは過去の事例や他の教員の指導事例といった経験を通して感じていることが推測され、LD等の軽度発達障害に関する知識は、研修や書籍から学ぶだけでなく、ケース会議や事例検討といった校内研修等が重要であると思われた。

6) 回答者が必要と感じている支援内容について

以下のグラフは、四者が必要としている支援内容の自由記述をカテゴリ毎に分け、その回答数を合計した結果である。





四者が一番必要とする支援内容は、「専門家の直接的な助言・具体的な助言」であった。また、小学校生徒指導主事以外は、「相談できる機関や診断機関」も重要な支援と考えていることが明らかになった。さらに、「校内支援体制の構築」や「児童生徒の実態情報の共有化」、「事例を通じた対応方法の共有化」、「専門

家からの情報の共有化」,「保護者からの情報の共有化」といった支援内容は,校内委員会の適切で機能的な活動につながることであり,個々の教員が持っている情報や知見等を共有化することは,LD等の軽度発達障害のある児童生徒に気づく重要な手がかりとなり,適切な理解と対応につながるであろう。

文 献

- 1) 廣瀬由美子・東條吉邦・井伊智子(2005)小中学校における校内支援体制の在り方に関する一考察ー「LDのモデル事業」研究指定校の実態からー. 国立特殊教育総合研究所研究紀要 32, 29-38.
- 2) 中央教育審議会(2005)特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)参考資料. 48.
- 3) 廣瀬由美子(2005)校内委員会の役割と活動の評価. 教職研修9月号増刊 学校のPDCAシリーズ通常学級での特別支援教育PDCA, 140-143.
- 4) 廣瀬由美子(2006)校内支援体制はなぜ必要か. 特別支援教育の校内支援体制づくり(大南英明編), 明治図書 20-24.
- 5) 廣瀬由美子(2005)小学校における発達障害児の支援ー校内委員会の活動を通して支援を考えるー. 教育と医学, 55-61.
- 6) 廣瀬由美子(2006)特別支援教育コーディネーターの養成研修. 特別支援教育の校内支援体制づくり(大南英明編), 明治図書 131-135.
- 7) 廣瀬由美子・斉藤宇開(2005)小中学校における校内支援体制の在り方に関する一考察(2)ー生徒指導主事・養護教諭を対象にした調査からー. 日本LD学会第14回大会発表論文集, 426-427.